

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第1回鹿児島南警察署協議会
会 議 日 時	令和6年6月26日 水曜日 午後3時から午後4時40分まで
会 議 場 所	鹿児島南警察署5階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 13人 2 警察署 署長以下 14人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議の概要</p> <p>(1) 開会のことば</p> <p>(2) 会長挨拶</p> <p>(3) 協議</p> <p>ア 署長挨拶、管内概況及び治安情勢等について</p> <p>イ 警察行政に対する意見・要望等について</p> <p>(4) 次回開催日程協議</p> <p>(5) 交通機動隊の業務視察</p> <p>(6) 閉会のことば</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>(委員) 1 県民の安心と安全を守るため日夜激務を遂行されている鹿児島県警の一部警察官による度重なる不祥事に対し、警察官への県民の不信感が募っている現状ですが、県警本部と県内各警察署、警察官へ信頼回復のため、今後、どのような対応と対策を考慮されているのか。差し支えない範囲で回答していただければ幸いです。如何なものでしょうか。</p> <p>前南警察署長の牛垣首席監察官と鹿児島県警察本部長によるテレビや新聞紙上で謝罪される姿に一県民として胸が痛みます。</p> <p>2 今回の警察官による不祥事に対する南警察署の対応について</p> <p>(署長) 1 県警察としては、より抜本的で網羅的な再発防止対策を進めることによって、より信頼性の高い警察活動を展開し、一日も早い県民の皆様の安心・安全を確保して、信頼回復に努めていきたいと考えております。</p> <p>また、南署においても、署員に対し、職務倫理や教養を受ける側の個性や立場を意識した教養を繰り返し行うほか、職員間の良好な人間関係の構築により、悩みなどを相談しやすい環境作りにより一層取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(委員) 1 谷山駅周辺も夜遅い時間になると、人通りも減り、また街灯等がきれいでいるのか、暗がりが多い状況です。</p> <p>業務お忙しいところですが、巡回・警らをよろしくお願いします。</p> <p>(生活安全課長) 1 警察では、夜間帯における警ら活動を今後も継続して実施いたします。</p> <p>道路の照明灯には、道路管理者が設置する道路照明灯のほかに、町内会が維持管理する防犯灯や自治組織等が維持管理する街路灯があります。</p> <p>この内、鹿児島市が管理する道路照明灯には、「鹿児島市」と表示してありますので、点灯していない場合や昼間に点灯している時は、鹿児島市に連絡してください。</p> <p>町内会の維持する防犯灯や商店街が維持管理する街路灯である場合は、それぞれの町内会や商店街の代表者に連絡してください。</p> <p>(委員) 1 防犯協会の各地区の防犯協会地域安全モニターの方々には、警察署の方からボランティア保険みたいなものを掛けているのでしょうか。</p> <p>(生活安全課長) 1 地域安全モニターの方々が加入している保険には、</p>	

① 防犯協会員団体総合補償保険

② 市民奉仕活動賠償傷害保険

があります。

防犯協会員団体総合補償保険は、鹿児島南地区防犯団体連合会が、公益財団法人全国防犯協会連合会に申請して、加入しており、保険料は、鹿児島南地区防犯団体連合会の防犯活動費から支払われています。

市民奉仕活動賠償傷害保険は、鹿児島南防犯団体連合会が、鹿児島市（安心安全課）に申請して、加入しており、保険料は、鹿児島市から支払われています。

(委員) 1 「子ども110番の家」ののぼり旗が古くなったのですが、新しいのは、どちらで頂けますか。

(生活安全課長) 1 「子ども110番の家」は、子供を犯罪の被害から守る一つの方策として、通学路に所在する商店の経営者や民家にお住まいの方々を中心に、警察署長が委嘱している制度です。

「子ども110番の家」ののぼり旗やポールが古くなって、交換が必要な場合は、お近くの交番か鹿児島南警察署に連絡していただければ、警察官がのぼり旗等を「子ども110番の家」までお届けに参ります。

生活安全課（地域連帯係）が担当となりますので、電話番号099-269-0110まで御連絡ください。

(委員) 1 各地域で空き家が増えています。警察でもどれくらい把握されていますか。

また、空き家のパトロールもされていますか。

(地域交通官) 1 近年、空き家の増加が全国的に問題となっていますが、鹿児島市でも居住者の死亡や相続拒否等の要因によって、管理不全の空き家が増加しています。

空き家が放置されると、衛生上や景観上の問題や不法侵入者の出入りによる周辺地域の治安の悪化等、近隣住民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

空き家対策の主管は各自治体であるため、警察では具体的な空き家の件数等は集計していませんが、地域警察官による巡回連絡の際は、空き家であっても年に一回は訪問し、居住の有無を確認しています。

地域の安全対策としましては、巡回連絡やパトロール等の活動を通じ、不審者やたまり場、空き家等、犯罪との関連性の強い情報を収集し、その情報の共有や発信、関係機関と連携した活動等による犯罪抑止活動を推進しています。

また、通学路における子供の安全対策のため、関係機関等と連携して、空き家等に対する侵入規制措置等、環境面の改善にも取り組んでいるところでございます。

これらの活動の結果、巡回連絡時、木造の廃アパートに不審者が住んでいるとの要望を受け、所有者に建物の解体を申し入れた結果、早期に解体され、地域住民から感謝された事例も報告されているとのこと。

(委員) 今回は、「谷山駅周辺」について気付いたことを伺います。

1 国道225号、谷山駅周辺「やなぎ饅頭」前の交差点（5差路）での渋滞が激しいです。「ラプラス」側から交差点に進入してくる車、二股に分かれた東側道路から強引に進入してくる車で危険な状況が見受けられます。

特に朝夕は、近辺の学校に通う学生達も多く、危険を感じています。

2 国道225号、谷山駅周辺「川島病院」から新永田橋交差点にぬける「南清見諏訪線」は、道路が整備されて交通量も増えてきています。新永田橋交差点までの途中、JR高架橋との交差部分で歩行者が横断する際に危険な状況を見掛けます。

横断歩道は歩行者優先が原則ですが、高速で走る車が停車しないことも多いようです。

信号機を取り付けるなどの対応はできないのでしょうか。

3 「2」の続きになりますが、東側から新永田橋交差点を右折する際、右折信号がなく、赤信号に変わってから無理に右折する車が多いようで、危険を感じます。

(交通課長) 1 御要望箇所は「清見橋南交差点」であり、国道225号と交わる東側の道路は、交差点の直近から二股に分かれ、その内の一つは信号機に従う

道路、もう一方の道路は一時停止規制のある道路となっており、変形の五差路交差点となっています。

特に国道225号の東側道路については、道路幅員が狭く、御要望にあるような問題点が認められます。

同交差点は、五差路の変形交差点のため、交通流も複雑になっているほか、国道225号は信号交差点も多いことから、警察本部交通管制センターにおいて、コンピューターによる集中制御を行い、可能な限りの渋滞緩和対策を図っている場所でもあります。

御要望の交差点における渋滞対策及び交通安全対策については、これまでにも周辺町内会から同様の要望をいただき、道路管理者と協議し、対策を検討した経緯がありますが、現状の交差点形状では、交通規制の新設等による対策は困難と考えているところであります。

引き続き、道路管理者と連携を図り、道路管理者において道路拡幅や交差点改良等が行われた際は、適宜、交通規制の見直し等について検討を行うこととしております。

- 2 信号機の設置については、警察庁が示した「信号機設置の指針」に基づくとともに、交通事故の発生状況や地域住民からの意見・要望等を総合的に検討して設置の必要性を判断しているところです。

「信号機設置の指針」の中に、信号機を設置するための必要条件が示されており、その一つに、隣接する信号機からの距離が150メートル以上離れていることが規定されています。

これは、信号機の設置間隔が短い場合、直近の信号機とその先にある信号機の灯火を誤認してしまう可能性があるためです。

御要望箇所の調査を行ったところ、隣接する「新永田橋交差点」からの距離が、106メートルであり、設置基準を満たしていませんでした。

また、御要望箇所の横断歩道において、朝の通勤通学時間帯における交通実態を調査したところ、車両、横断歩行者共に多いものの、

○ 横断待ちの時間は最長で20秒程度で、ほとんどの横断歩行者が、5～10秒程度待てば横断できていたこと。

○ 通過車両の速度は時速40キロ～50キロ程度であるが、JR谷山駅方向が渋滞傾向にあるため、自然と車両の速度が抑制され、横断歩行者がいる場合には、おおむね車両が一時停止していたこと。

が確認されました。

仮に、御要望箇所に信号機を設置するとすれば、押ボタン式信号機になると考えますが、隣接する「新永田橋交差点」と「谷山駅南交差点」との距離が近いこと、歩行者が、タイミング次第では、これまでよりも長く横断待ちをすることが予想され、歩行者の信号無視を誘発することや、交差道路からの車両が、主道路側の信号機が赤になったタイミングで、一時停止をせずに右左折するなど、かえって歩行者の利便性及び安全性の低下を招くことが懸念されます。

したがいまして、現時点においては、信号機の設置は困難と判断したところです。

御要望箇所の横断歩道は、昨年設置されたもので重点的に交通指導取締りを実施しており、今後も継続して交通指導取締りを行い、歩行者が安全に横断できる環境の醸成に努めてまいります。

- 3 御要望箇所の新永田橋交差点の信号機は、鹿児島南高校方向からの直進・左折、笹貫方向からの右折の交通量が圧倒的に多いことから、

○ 鹿児島南高校方向から笹貫方向への左折

○ 笹貫方向から鹿児島南高校方向への右折

に多くの信号秒数を割り当てた運用をしています。

道路構造的には、JR谷山駅方向から笹貫方向への右折車両に対して、右折矢印を設置することは可能ですが、右折できずに交差点内に取り残される車両、いわゆる、さばき残り車両が減少するというメリットがある一方で、

○ 右折車両が少ない場合に、右折矢印に割り当てた秒数が無駄になる。

○ 右折矢印に割り当てた秒数の分、他方向の通過台数が減少する。

というデメリットもあります。

これまでも同様の要望があり、交差点内に取り残された右折車両を安全に流出させるため、昨年9月頃に、全赤の秒数を

3秒から5秒に延長

し、それにより右折可能台数が僅かですが向上しているところです。

引き続き警察本部の担当部署と連携を図りながら、適切な信号機の運用に努めてまいります。

- 雨の日の水はけが悪く、反対車線歩道の方にも車の水しぶきが飛び、びしょぬれになる光景があります。改善策はないのでしょうか。
- 2 喜入中名町の旧国道の速度制限について  
国道226号渋滞時は、旧国道を通る車が多く、そのスピードが危なく危険を感じます。  
生活道路の交通規制基準の見直し等、よろしく願います。

- (交通課長) 1 御要望箇所の国道226号は、国土交通省指宿維持出張所が所管していることから、御要望者の御名前を伏せた上で、御要望における対策を依頼しました。  
現状では、路面の張替え・補修等の計画はないそうですが、路面の水はけの向上につながるように排水路の清掃を検討しているとのことでした。
- 2 御要望の道路は、現在、速度規制は実施されておらず、制限速度は法定の時速60キロとなっていますが、住宅街にある中央線のない幅員約4.5メートルの狭い道路であり、交通事故の発生もないことから、現時点においては、速度規制を実施する必要性はないと考えます。

- (委員) 1 226号線沿いの瀬々串・生見にあるバス停に関することです。  
「海側に設置しているバス停を利用するほとんどが高齢者で危険だ。」と住民の方から意見がありました。  
関係機関がバス会社や別の機関なのかもしれませんが、バス停の危険度判定基準というものが警察から出るとお聞きしたので、うかがいます。  
バス停に行くまでの安全の確保がもう少しできたらと思いました。

- (交通課長) 1 御要望の「バス停の危険度判定基準」は、警察から発出しているものではなく、国土交通省が行っている  
「バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法」のことと思われます。  
これは、国土交通省が中心となって、バスが横断歩道上に停車するなどの危険なバス停を抽出した上で、改善の優先度を判定し、順次、安全対策を講じていくものと承知しています。  
バス停の安全対策については、主にバス事業者において行われるものですが、警察も交通管理者の立場として、バス事業者等に意見を申し入れるなどの連携を図っているところです。  
今回の御要望については、国道226号沿いの喜入町瀬々串・生見のバス停ということでしたが、各バス停の設置状況によって、それぞれ対策の内容や方法等を検討する必要があると考えますので、個別に御相談いただければと思います。

- (委員) 1 道路標識が犬等の尿や劣化で倒れる事例がありました。耐久性は、どのくらいなのでしょう。  
また、倒れかけた標識等を見つけた場合、連絡は警察署で良いのでしょうか。

- (交通課長) 1 道路標識や信号機の柱については、県警察本部の担当課において、おおむねの耐用年数を定めて、補修の目安としているところです。  
道路標識の柱については、  
○ 大型標識の柱が約50年  
○ 路側標識の柱が約20年  
となっています。  
また、信号機の柱については、  
○ コンクリート柱が約42年  
○ 鋼管柱が約50年  
となっています。  
倒れかかった、速度規制や一時停止標識等の警察が管理する道路標識を見つけた際は、当署の交通課規制係まで連絡いただくとありがたいです。  
また、案内標識や警戒標識等、道路管理者が管理している標識もありますが、当署に連絡をいただければ、当署から道路管理者へ連絡することもできますので、道路管理者の連絡先が分からない場合は、当方まで御連絡ください。

- (委員) 1 中山交番前交差点から清和小方向への黄色線が消えており、昨年11月14日(火)第2回協議会で要望を出しましたが、横断歩道の白線は入りましたが、黄色線は、いまだ入っていないので対応をよろしく願います。

- 2 ペコちゃん保育園清和（清和4丁目5-15）角にある歩車分離式信号ですが、同じ進行方向の歩行者用信号が青になったタイミングで車両が赤なのに、うっかり発進している状況があり、ひやりとしたことが数回見られたと交通保護員から話があり、信号を普通に戻してもらいたいとのことでした。  
歩車分離式は、車両を止め、巻き込み防止等歩行者が安全に渡れるはずですが、何か良い方策はないでしょうか。  
よろしく願いいたします。
- 3 コープかごしま（東谷山2丁目35）の前面道路が朝夕の抜け道になっており、朝、子供の通学時間帯や夕方買物客が多くなる中、スピードを出して通り抜ける車があり、危険な状態が続いているので、速度を抑えるための措置を講じてもらいたい。  
例えば、駐車場側、クリーニング店の所にある電柱を囲むように狭窄ラバーポールを設置等  
参考～東谷山3丁目14田原医院南側に設置してあるように。  
この件は、清和小スクールゾーン委員会で、桜川町内会長、住民からの要望です。  
対応方よろしく願いいたします。

（交通課長）

- 1 御要望箇所については、昨年、横断歩道の補修とともに、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」標示、いわゆるオレンジ線の補修を警察本部の担当部署へ申請したところですが、横断歩道の補修については、昨年12月に工事が完了してはいますが、オレンジ線の補修については現在も工事が行われていませんでしたので、警察本部の担当部署に確認したところ、「次に行われる工事に入れる予定」との回答でした。  
工事の詳細な時期については明言できませんが、間もなく補修されるものと思われまますので、しばらくお待ちください。
- 2 一般的に、歩車分離式信号機は、自動車と歩行者の交錯が生じないため、安全性の向上が期待できる一方で、車両灯火と歩行者灯火が分離されているため、歩車分離式信号機に慣れない車両運転者が、「次は、こちら側の信号機が青になる。」  
と思ひ込み、見切り発進するおそれがあるなどのデメリットがあります。  
御要望を受け、現場の交通実態を確認したところ、御要望の交差点は、変形の五差路交差点であり、交差点の面積が大きいこと、横断歩道が、交差点の中心から、かなり離れた位置に設置されていました。  
朝の通勤通学時間帯を中心に交通量を調査したところ、車両、横断歩行者共に多い状況でした。  
御要望の交差点を現在の歩車分離式から定周期式へ変更できないかを検討しましたが、変形五差路交差点のため、交差点面積が大きく、横断歩道の位置が交差点の中心から、かなり離れた位置にあるため、右左折した車両が加速した状態で横断歩道に近づくことになり、横断歩行者をはねる可能性が高いと判断されました。  
したがって、横断歩行者の安全を確保するためには、現在の運用が最適解と判断したところですが、  
当署としましては、御要望箇所を含めて、管内における街頭立哨やパトロール、交通指導取締りを継続して実施していくとともに、交通安全教室や各種法令講習会等を通じて、歩車分離式信号機通行時の注意点等、交通事故防止を呼び掛けていくこととします。
- 3 御要望箇所の交通実態を調査したところ、御要望箇所の道路は、特に朝夕の渋滞発生時間帯において、周辺道路における渋滞を避けるための通行車両が増加する、いわゆる抜け道となっている道路であり、その時間帯は小学生等の歩行者も多い状況でした。  
同所は、最高速度30キロの交通規制が実施されており、通行車両の速度について調査したところ、ほとんどの車両が制限速度を守っていましたが、センターラインの入っていない道路であるため、歩行者のすぐ横を車が通行している状況でした。  
御要望を受け、道路管理者である鹿児島市役所谷山支所谷山建設課の担当者と一緒に現場を確認し、安全対策について検討を行いました。  
道路管理者と共に検討した結果、御要望のラバーポールによる道路狭窄については、現状の狭い道路を物理的に更に狭くした場合、車両の相互通行に支障が出るおそれがあり、かえって交通の安全と円滑を阻害する可能性があることと判断し、今回は見送ることとしました。  
そこで、現状、ご要望箇所の道路は、コープかごしま側にだけ路側帯が設置されていますので、現在、路側帯が設置されていないクリーニン

グ店側にも路側帯を設置することにより、  
○ 視覚的に道路幅員をせばめることによる速度抑制効果  
○ 歩行者が路側帯内を通行することによる歩行者の安全確保  
等の効果が見込まれるのではないかと考えました。  
現時点では、確実に路側帯が設置されるとは明言できませんが、谷山支所において実現に向けた検討をしてくださるとのことです。

- (委員) 1 自転車運転時の罰則について  
自転車運転者の罰則が青切符で処理されると聞いていますが、いつ頃から実施されるのかを教えてください。
- (交通課長) 1 具体的な内容等については、はっきりと承知しておりませんが2年以内には施行される予定となっています。  
今現在は、イヤホンをつけたままの運転や傘を差しての運転等、黄色切符をもって注意・指導しているところです。
- (委員) 1 産業道路入口(ボーリング場前)の白線が薄くなっており、道路標示が分かりづらくなっているため、対応をお願いできませんか。
- (交通課長) 1 御要望箇所については、国道の白線表示だと思われそうですが、確認・調査をして、道路管理者にお伝えします。
- (委員) 1 昨年の協議会において、ふれあいスポーツランドの出入り口の街灯や看板等の設置等について、改善を求めましたが、一向に改善されていません。  
関係部署等へ改善を求めた後の結果等を教えてください。
- (交通課長) 1 関係部署にお伝えてあると承知していますが、確認の上、再度お伝えします。

備考	
----	--